

# 財産債務調書制度の改正と過少申告加算税等の特例措置

～経理課社員リサと顧問税理士サキ先生の税務問答～ 税理士 互井 敏 勝

令和5年分以後の財産債務調書制度について改正がありましたね。



リサ

財産債務調書の提出義務者や提出期限などについて見直しが行われました。



サキ先生

具体的にはどのような見直しですか？



リサ

改正前の財産債務調書の提出義務者は、その年分の退職所得を除く各種所得金額の合計額が2000万円を超え、かつ、その年の12月31日においてその価額の合計額が3億円以上の財産またはその価額の合計額が1億円以上の有価証券等を有する場合とされていましたが、これに加えて、その年の12月31日において、その合計額が10億円以上の財産を有する方が新たな提出義務者となりました。また、提出期限がその年の翌年の3月15日からその年の翌年の6月30日とされるとともに、財産債務調書への記載を省略することができる家庭用動産の取得価額の基準を100万円未満から300万円未満に引き上げるなど記載を簡略化できる範囲が拡充されました。



サキ先生

なぜ、このような見直しがされたのですか？



リサ

改正前の制度では、その年分の退職所得を除く各種所得金額の合計額が2000万円以下の方は、仮に高額な資産を保有していたとしても、提出義務がないため、納税者の財産状況等を十分に把握することができていない面があったためです。今回の改正では、提出義務者の事務負担の軽減の観点から、提出期限が後倒しされるとともに、記載事項の運用上の簡略化が行われた上で、提出義務者の範囲の見直しが行われました。



サキ先生

財産債務調書の提出に関して、過少申告加算税等の特例措置があると聞きましたが、どのようなものですか？



リサ

財産債務調書を提出期限内に提出した場合に、財産債務調書に記載がある財産または債務に関して所得税・相続税の申告漏れが生じたときは、その財産または債務に係る過少申告加算税等が5%軽減されます。また、提出期限内に提出がない場合または提出期限内に提出された財産債務調書に記載すべき財産または債務の記載がない場合に、その財産または債務に関して所得税の申告漏れが生じたときは、その財産または債務に係る過少申告加算税等が5%加重されます(相続財産債務を有する方の責めに帰すべき事由がなく提出等がない場合には、加重対象となりません)。



サキ先生

今回の改正で提出期限後に財産債務調書が提出された場合の宥恕(ゆうじょ)措置も見直されたと聞きましたが、どのようなものですか？



リサ

提出期限後に財産債務調書が提出された場合において、その提出が、その財産債務に係る所得税又は財産に対する相続税についての調査があったことにより更正または決定があるべきことを予知してされたものでないときは、その財産債務調書は提出期限内に提出されたものとみなす措置について、その提出が調査通知前にされたものである場合に限り、適用することとされました。



サキ先生

まずは、財産債務調書の提出漏れがないようにすることが大切です。



リサ

【筆者紹介】 互井敏勝(たがい・としかつ)

1968年生まれ。東京国税不服審判所審判部、同所管理課、国税庁長官官房会計課、東京国税局総務部税務相談室などを経て、東京都中央区で税理士登録。近著『令和6年版 税制改正経過一覽ハンドブック』、『経営に活かす税務の数的基準』(共著、大蔵財務協会)、『改訂版所得税重要事例集』(共著、税務研究会)など。



法人会は会社経営の効率化のためにe-Taxの普及を支援しています。

さらに詳しくはWEBへ

イータックス

検索